

【1999年1月21日】平成11年度における老人保健法により医療費拠出金の額の算定にかかる率を定める政令の制定（諮問書、要綱）

医療保険審議会（運営部会第14回）

平成11年1月21日

医療保険福祉審議会  
運営部会長 塩野谷 祐一殿

厚生大臣 宮下 創平

#### 諮問書

平成11年度における拠出金関係政令を別添のとおり制定することについて、老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第4項及び附則第4条第2項並びに国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第53号）附則第8条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

#### 1 平成11年度における老人保健法による医療費拠出金の額の算定に係る率を定める政令の制定

##### (1) 調整対象外医療費見込額に係る率

平成11年度における概算医療費拠出金の額の算定に係る老人医療費見込額のうち老人加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率（老人保健法第55条第1項第1号イの政令で定める率）を100分の140とすること。

##### (2) 特別調整基準率

医療費拠出金の額の算定に係る特別調整に関し、医療費拠出金の実質的負担額が法定給付費や医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率（国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第8条第3項の政令で定める率）を平成11年度においては、100分の30とすること。

#### 2 老人保健法施行令の一部を改正する政令の制定

(1) 社会保険診療報酬支払基金が老人保健施設の整備等の事業に対して助成を行うため保険者から徴収する事業費拠出金の額の算定に必要な率（老人保健法附則第4条第1項の政令で定める率）を「1000分の3.5」から「1000分の2.9」に改めること。

(2) この政令は、平成11年4月1日から施行すること。